

6-1 学校

- 1 学校教育法第1条に規定する学校（小学校（市立は除く。）、中学校（市立は除く。）、義務教育学校（市立は除く。）、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園に限る。）の用に供する施設であること。
 - 2 文教施策の観点から支障がないことについて文教施策担当部局・機関と調整がとれたもの。
 - 3 近隣の教育施設、医療機関若しくは福祉施設と密接に連携する等（注1）、若しくは当該開発区域の周辺の資源、環境等が必要（注2）で、当該教育施設の機能、運営上の観点から適切な位置に立地すること。
 - 4 申請地は、次に掲げる区域を含まないこと。
 - (1) 地すべり等防止法の規定により指定された地すべり防止区域
 - (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
 - (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定により指定された土砂災害警戒区域
 - (4) 水防法の規定による浸水想定区域のうち最大浸水深が3.0メートル以上の区域
 - 5 申請地に最大浸水深が0.5メートル以上3.0メートル未満の浸水想定区域を含む場合は、建築物の高床化や盛土等の対策を行い、利用者が一時的に避難できる居室（注3）が確保されていること。
 - 6 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。
- 注1 肢体不自由児施設に隣接する肢体不自由児の特別支援学校、大学附属で施設を一部供用する附属学校など。
- 注2 農業高校で農場等が必要な場合など。
- 注3 建築基準法第2条第4号に定める居室（居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室）をいう。